

坂井市取材費用助成事業実施要綱

1 趣旨

一般社団法人DMO さかい観光局（以下「観光局」という。）は、観光情報の発信、市内への観光誘客を図るため、福井県坂井市内における観光地等の現地取材（以下「取材」という。）に係る費用の全額または一部に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成金交付の対象等

(1) 助成対象者

新聞、雑誌、Web、SNS 等への記事掲載により、県外に向けて坂井市の観光情報発信ができる者。

(2) 助成対象期間

4月1日から3月1日までの間に行われる取材

(3) 助成対象要件

助成金の交付を受ける者は、次のア～カすべての要件を満たすこと。

ア 掲載する媒体は次に掲げる基準を満たすこと。ただし、観光局が認めた場合はこの限りではない。

掲載媒体	助成対象基準
新聞	発行部数：50万部以上
雑誌	発行部数：10万部以上
Web	PV数：100万PV以上（月間）
SNS	フォロワー数：20万人以上

イ 情報掲載により広い範囲から坂井市内への観光誘客が見込まれる、または広く知名度を高める見込みがあること。

ウ 次のa～kに掲げる坂井市内にある観光地や観光素材のうち、1つ以上取材を行い、これに基づく情報掲載が行われること。ただし、観光局が認めた場合はこの限りではない。

a 東尋坊	e 丸岡町竹田地区	i 三国港産甘えび
b 三国湊町	f 三国温泉	j コシヒカリ
c 丸岡城	g 三国港	k 若狭牛
d ゆりの里公園	h 越前がに	

エ 3月15日までに記事の掲載等が実施され、実績の報告が完了されること。

オ 当該年度内に、この要綱に基づく助成金の決定または支払が行われていないこと。

カ 取材時においては、新型コロナウイルス感染予防対策に努めること。

3 助成対象経費及び額

(1) この要綱に基づく取材に係る費用の対象経費は次に掲げるものとする。

費目	内訳	備考
交通費	①市内までの往復の交通費 ②市内での移動費（隣接市町からの移動も含む）	①航空券代、新幹線代、高速道路料金、ガソリン代、レンタカー代など ②別の用務等で移動した場合は対象外。
宿泊費	市内宿泊費	市内宿泊を原則とし、1人あたり、1泊2食付きプランまでが対象。
取材関連費	①施設入場料 ②飲食代・物品購入代 ③体験料・ガイド料	①～③は情報が掲載された場合に限る。
その他	観光局が必要と認めるもの	

(2) 助成限度額

取材費用の助成額はかかった費用の実額とし、予算の範囲内において、原則1案件当たり10万円（税込）を上限とする。

4 申請および助成の流れ

(1) 助成金の交付申請

助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、取材実施前に、次に掲げる書類を（2）に定める受付期間内に観光局に提出すること。

	内容	備考
①	取材費用助成金交付申請書（様式第1号）	
②	企画書（任意様式）	掲載する媒体情報や取材内容が詳細にわかるもの

(2) 受付期間

4月1日から2月15日まで

※ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、募集を締切る。

(3) 助成金交付の内定

観光局は、（1）の書類の提出があった場合は内容を審査し、助成を行うことを内定した場合は、「取材費用助成内定通知書（様式第2号）」により申請者に通知する。なお、助成を行わないと決定した場合については、「助成金不交付決定通知書（様式第3号）」により申請者に通知する。

(4) 助成事業の変更・中止

助成内定後、取材を中止し、又は内容を大幅に変更する場合は、「中止・変更申請書（様式第4号）」を観光局に速やかに提出すること。観光局はこの内容が適当であると認めた場合は、「中止・変更承諾書（様式第5号）」により申請者に通知する。なお、認められない場合は、観光局と申請者で協議を行い、その内容を決定することとする。

(5) 実績等の報告

申請者は、取材実施後、記事の掲載等がなされた後速やかに、次に掲げる書類等を観光局に提出すること。

	内容	備考
①	取材費用助成金精算書（様式第6号）	
②	精算金額内訳書（様式第7号）	
③	取材実績報告書（様式第8号）	
④	成果物	・紙媒体の場合、掲載誌等 ・web媒体の場合、掲載のURLおよび掲載画像等
⑤	経費の内容が分かる書類	領収書や支払明細書等

(6) 助成金の支払い

観光局は、（5）の書類等の提出を受けた場合は、必要な検査を行い、内容が適正であると認めたときは助成金額を確定し、「取材費用助成金支払通知書（様式第9号）」により申請者に通知するとともに、申請者が指定する銀行口座（日本国内の口座に限る）へ振り込む。

5 助成決定の取り消し

(1) 観光局は、以下の場合は助成の決定を取り消すことができる。

- ア 申請者がこの要綱の規定に違反したとき
- イ 提出された書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ウ 観光局が求める書類等の提出がされないとき

(2) 観光局は、前項の事由により助成の決定を取り消す場合において、既に助成金が交付されているときは、その一部もしくは全部の返還を要求することができる。

6 その他

本書に定めのない事項については、観光局が別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。